

大規模災害時における道路啓開訓練の実施について

「災害対策基本法の一部を改正する法律」が平成26年11月21日に施行され、大規模災害時において、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化が図られることとなりました。

網走開発建設部では、災害対策基本法改正を踏まえ、関係機関との連携や手続きを確認する図上訓練、放置車両等の実移動訓練を下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。

記

実施日時 平成29年11月7日（火）14:00～15:30

実施場所 網走開発建設部 遠軽開発事務所構内（紋別郡遠軽町大通北7丁目）（別紙1）

参加機関 網走開発建設部、オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所、北海道北見方面遠軽警察署、遠軽地区広域組合消防本部、工事受注会社

訓練内容 国道上において、暴風雪に伴い上下線とも立ち往生車両によって走行車線が閉塞された状況を想定し、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、走行車線上の5台の車両を移動させる訓練を実施（別紙2）

- ① 災害対策基本法改正を踏まえた関係機関との連携や手続きの確認を目的とした図上訓練
- ② 車両移動措置に留意した実移動訓練

留意事項 ・取材を希望される際は、11月2日（木）までに広報官へお知らせください。
なお、荒天等により中止となる場合は当部からお知らせします。
・訓練当日は13時45分までに受付をお済ませください。（別紙1）
・来場者駐車場では係員の指示に従ってください。
・屋外での見学となりますので、各自防寒対策をお願いいたします。

その他 災害対策基本法の一部を改正する法律（参考）（別紙3）

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局

網走開発建設部 道路防災推進官 みながわ 皆川 まさき 昌樹 電話 0152-44-6549（直通）

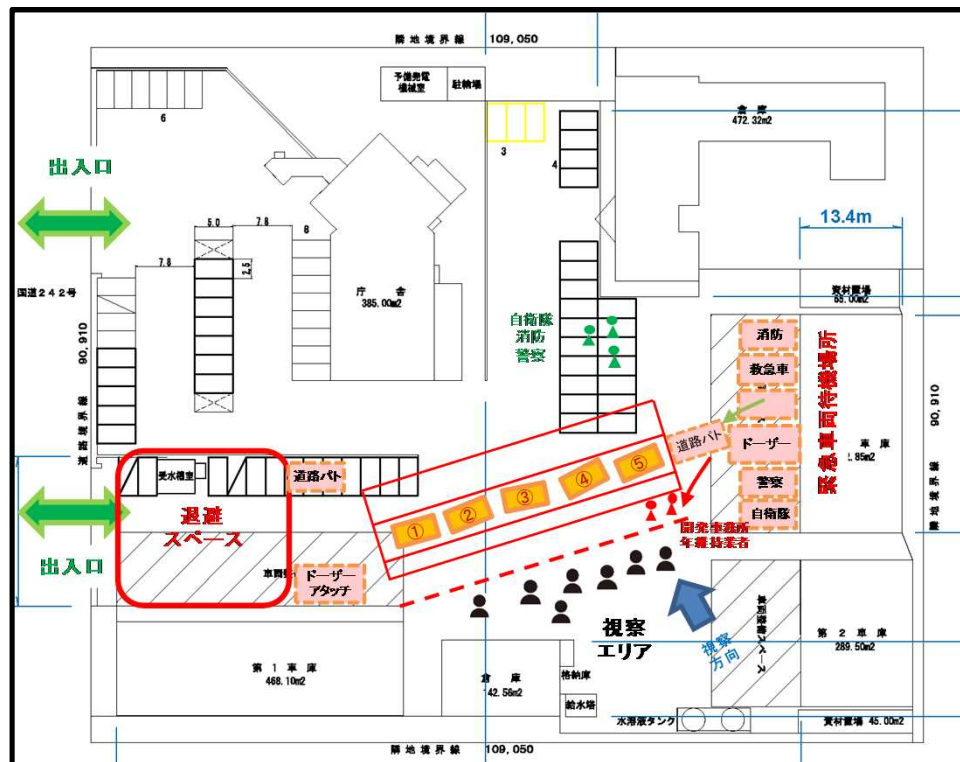
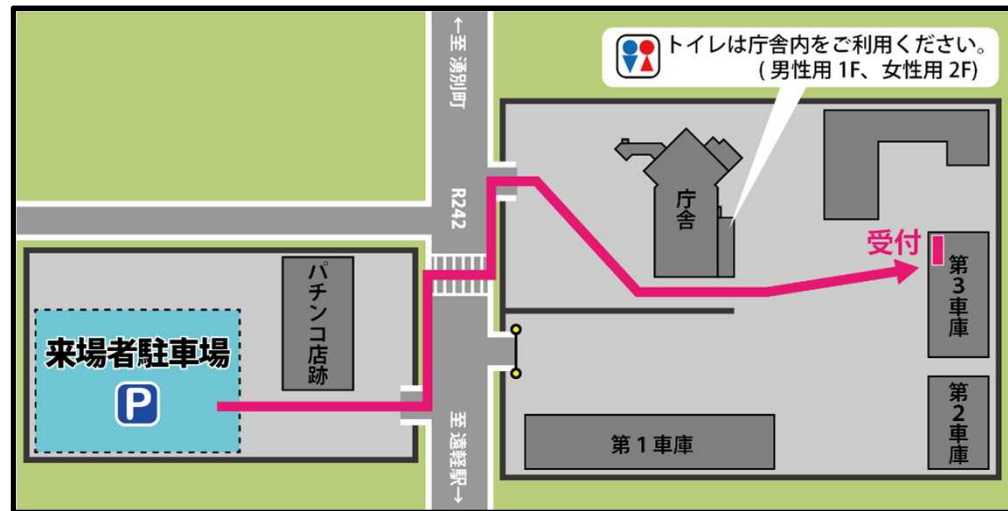
網走開発建設部 広報官 むらなか 村中 ちはる 智晴 電話 0152-44-6793（直通）

網走開発建設部ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/index.html>



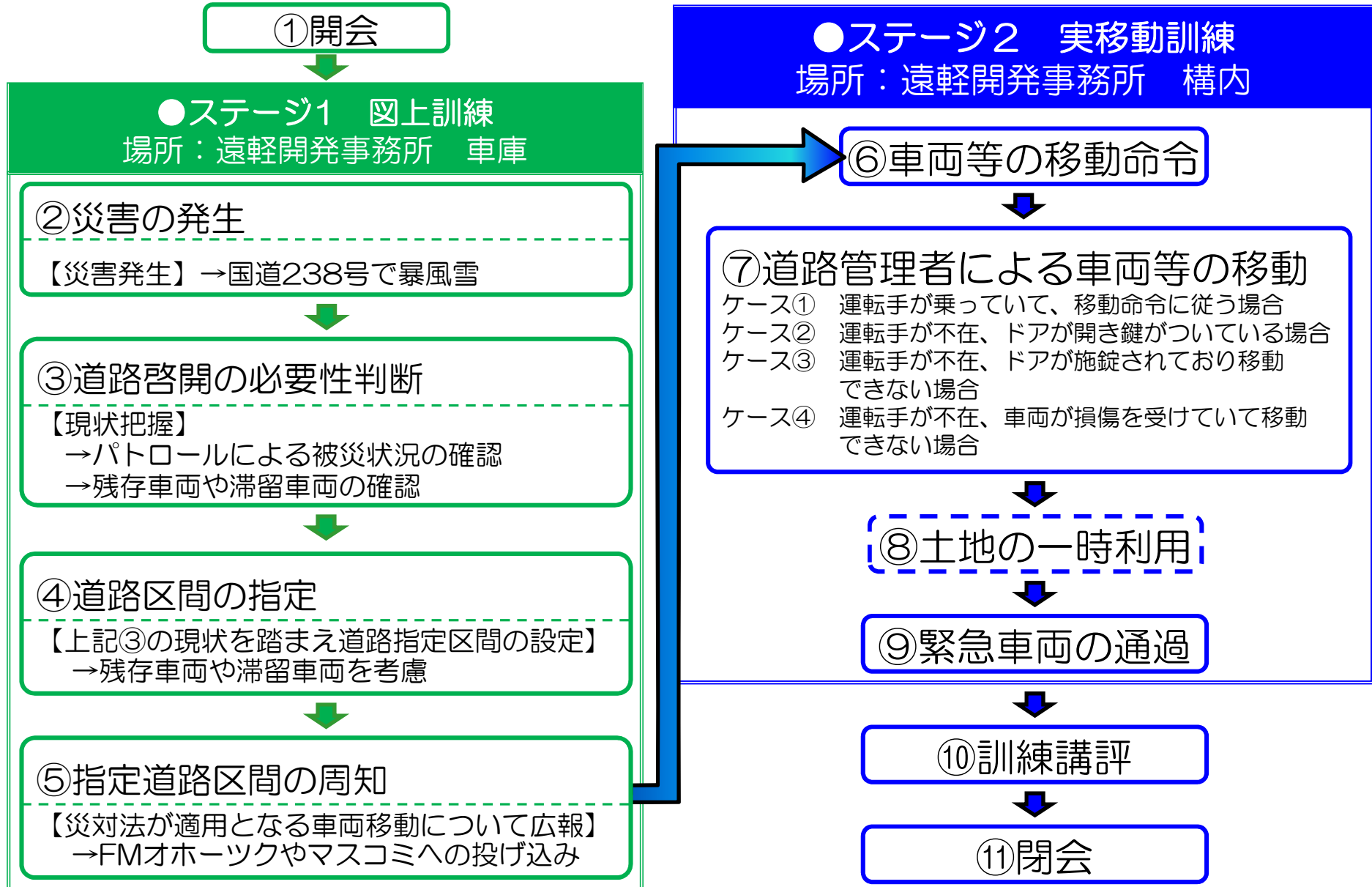
『道路啓開訓練実施位置図』

遠軽開発事務所 位置図



『災害対策基本法に基づく車両移動訓練の流れ』

○災害対策基本法に基づく車両移動訓練は、下図の流れで実施。



大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1. 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、道路区間を指定して以下を実施。

- 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備）
※ホイールローダー等による車両移動

2. 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策
(例：ホイールローダーによる移動)

3. 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能（都道府県知事は、市町村に対し指示が可能）
※高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応



(首都直下地震における八方向作戦の例)